


# 国民年金のお知らせ

住民係

## こんなときは必ず届出を！

国民年金は、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の全ての人（厚生・共済年金加入者を除く）を対象とし、老後や障がいの状態になったときに給付を行うなど、その生活を皆で支えあう制度です。

こんなとき	届出に必要なもの	届出先
会社を退職したとき (扶養している配偶者の届出も忘れずに)	○印鑑    ○年金手帳    ○退職年月日の証明書	 役場 町民課 住民係
第3号被保険者が配偶者の扶養からはずれたとき	○印鑑    ○年金手帳    ○資格喪失日の証明書	
20歳になったとき	○印鑑 ○日本年金機構から送付される 『国民年金被保険者資格取得届書』	
学生で収入が少ないとき (学生納付特例の申請)	○印鑑 ○学生証の写しまたは在学証明書	
所得の減少により保険料の減免等を受けたいとき	○印鑑 ○離職等により、雇用保険受給資格者証、または雇用保険被保険者離職票があれば、その写し	
年金手帳を紛失したとき	○印鑑	
結婚・退職等により配偶者の扶養になるとき		
配偶者が会社を変わったとき (扶養になっている場合)		配偶者の新しい勤務先

## 国民年金保険料についてのご案内

平成30年4月分から平成31年3月分までの国民年金保険料は月額「16,340円」です。保険料の納付は便利でお得な口座振替・前納がおすすめです。

# 地球温暖化防止活動補助金の申請を受付けます

〔太陽光発電システム設置、クリーンエネルギー自動車購入〕

環境保健係

地球温暖化防止等の活動に取り組む町民の方に対して、予算の範囲内で、「地球温暖化防止活動補助金」を交付します。

- **補助金申請受付期間** 〔太陽光発電システム設置〕 4月10日(火)～12月20日(木)  
〔クリーンエネルギー自動車購入〕 4月10日(火)～平成31年2月20日(水)  
※補助金の申請額が予算額に達した時点で、申請受付を停止します。
- **受付窓口** 町民課 環境保健係
- **補助対象活動** 補助対象活動への補助金交付は、同一の活動ごとにつき1回限りとします。  
※旧「新エネルギー活用施設設置費補助金」の交付を受けた場合も、同一の活動とみなし、補助対象外となります。
  - ①太陽光発電システム設置……………10kw未満の太陽光発電システムを自らが居住する住宅の屋根等に設置し、電力会社と受給契約を結ぶ活動
  - ②クリーンエネルギー自動車購入……電気自動車、天然ガス自動車、水素自動車、メタノール自動車を購入し、自らが継続して使用する活動
- **補助対象経費・補助金額等**
  - ①太陽光発電システム設置……………1kw当たり2万円に太陽電池の最大出力(kw小数点以下2桁未満四捨五入)を乗じて得た額。ただし、補助金額は10万円を限度とします。
  - ②クリーンエネルギー自動車購入……クリーンエネルギー自動車を購入する経費。ただし、補助金額は10万円を限度とします。
- **補助対象者** 町内に居住し、住民基本台帳に記録されており、町税等の滞納がない方。
- **補助金申請時の添付関係書類**
  - ①太陽光発電システム設置……………設計図書、経費の内容が明記されている工事請負契約書又は見積書の写し、工事着工前の現況写真等
  - ②クリーンエネルギー自動車購入……運転免許証の写し、見積書等
- **完了期限** 平成31年3月15日(金)までに、実績報告書(完了関係書類)を提出してください。